

裁 決 書

審査請求人



同代理人



同代理人

大阪市北区西天満六丁目1番2号
千代田ビル別館2号館9階
井上・上原法律事務所
弁護士 牧野 幸子

処分庁



審査請求人が平成30年2月5日に提起した処分庁による生活保護法（昭和25年法律第14号。以下「法」という。）に基づく保護申請却下決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

処分庁が、平成30年1月15日付けで行った保護申請却下決定処分を取り消す。

事案の概要

- 1 審査請求人の母（以下「母」という。）は、平成29年10月24日、東京で単身生活をしてきた審査請求人（以下「請求人」という。）を大阪へ連れて帰ってきた。

- 2 請求人は、平成29年11月17日に入院したが、預貯金等なく医療費も支払えない状態であったため、処分庁に対し、保護開始申請を行ったところ、処分庁は同日付けで、請求人に対し、法による保護を開始した。
- 3 平成29年12月26日、請求人は、東京に残置している請求人の荷物（以下「本件荷物」という。）を、退院後の住居に移送する費用の支給を求める申請（以下「本件申請」という。）を行った。
- 4 平成30年1月15日付けで、処分庁は、本件申請を却下する決定（以下「本件決定」という。）を行った。
- 5 平成30年2月5日付けで、請求人は、本件決定の取消しを求める審査請求をした。

審理関係人の主張の要旨

1 請求人の主張

- (1) 請求人が審査庁に提出した審査請求書には、次の趣旨の記載がある。

7月1日～8月22日入院。9月5日～10月24日再入院。担当医がこれ以上東京での治療は無理なので大阪の専門医である病院に転院するよう紹介状を渡され無理矢理本人が嫌がるのを連れて帰った。

翌日病院に行ったが、長期入院していた事もあり、通院治療で治すと云ったので請求人の妹（以下「妹」という。）の所に一時的にひなんしたが、処分庁に相談したところ、住民票を処分庁管内に移すように云われ移動した。

病気の悪化により本人の希望で入院。今後の生活を考え福祉の申請をした。11月17日受け付けてもらった。その時東京の荷物がある事を類々説明した。

身一つで大阪に来て妹宅に2～3日居候し、現実には妹とも仲が悪く、友人や親類宅を転々としていた。

11月29日病院のケースワーカーと三者面接を受け、東京のコンピューター等の荷物と生活用品を全て持って事を相談し、了解してくれた。

12月初旬に電話にて、全て持って来るのですかと確認され、本人が行けないので、勝手に処分すると思いきも後でトラウマになるので、全て持って来ますと返答したが、処分庁の担当ケースワーカーは何も云わなかったため、荷物の引越代は出ると確信した。その後申請権があるにもかかわらず、申請の手續きすらアドバイスもなかった。又、申請する前に一方的に今回は移送費は出ずに¥20,000強の生活用品代なら出ると云われた。その後移送費の申請をしたが、引越が済んだ後に却下の通知が来た。

東京の管理会社からも引越の催促があり、体調が悪くにもかかわらず、東京に行った。

引越代は1月末で支払いの約束だったが、今だに支払える現状ではない。

(2) 審理員が平成30年8月3日に受理した請求人の反論書には、次の趣旨の記載がある。

ア 処分庁は、本件の移送費の支給が、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日厚生省発社第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第7-2-(7)-サの「真にやむを得ないとき」に該当しないとし、その理由として、「処分庁で保護受給開始する前の居宅に置いている荷物であること、請求人が一定期間、妹宅で生活しており当該荷物を必要としていなかったこと、東京での家財保管状況を確認できないこと」を上げる。しかし、後述の経緯からすれば、処分庁の上記主張は、不当な評価を伴うものであり、本件決定は不当と言わざるを得ない。以下、詳述する。

イ 本件審査請求に至る経緯

請求人は、肝機能障害を患い、アルコール依存症に罹患していたことから、これらの治療のために、東京の病院に平成29年7月1日～同年8月22日まで入院した。同日、請求人は、一旦退院したが、同年9月5日から再度、入院した。そして、担当医より、請求人の治療には家族のサポートが不可欠であり、このまま単身で治療を続けることは困難である旨指摘されたため、請求人代理人を務める母は、今後、請求人に大阪で治療を受けさせるために、同年10月24日、請求人を大阪に連れて帰った。このとき、母は、自身で運べる程度の荷物しか持ち帰ることができなかつたため、夏物の衣服や下着といった最低限の衣類等をキャリアバックに詰めて持ち帰ったにすぎなかつた。

翌日、母が請求人を病院に連れて行ったが、医師と相談した結果、通院治療を選択することとなった。しかし、請求人と母とは折り合いが悪く同居は困難であったため、やむを得ず請求人は処分庁管内に居住する妹の家に身を寄せることになった。もっとも、請求人は妹とも折り合いが悪く、妹には迷惑を掛けたくないとの思いが強かつた。また妹自身も、単身で長年生活してきたため、請求人との同居は困難であった。そのため、請求人との同居は、あくまで請求人の住居が決まるまでの一時的なものにすぎなかつた。

母は、早急に請求人が単身で生活するための住居を確保する必要があつたことから、11月7日、処分庁において生活保護の申請を行った。しかし、母が、上述の経緯を伝え、請求人は早晚入院する可能性があり、妹宅での生活が一時的なものにすぎないと説明したにもかかわらず、対応した窓口職員は「請求人が、妹と同居しているので、単身での生活保護利用は出来ない」として、同日は「相談」扱いとし、申請を受け付けなかつた。その際、窓口担当職員は「救護施設に入れば保護を利用できる」とか「入院すれば保護申請できる」などと言うだけで、請求人が単身で居宅保護を受け得る状況にあるか、検討すらしなかつた。なお、同職員より住民票を移すよう指示されたため、母は請求人の住民票を妹宅に移している。

その後、症状が悪化したため、同年11月17日、請求人は、入院し、母は、同日処分庁を再度訪問し、改めて生活保護の申請をした。窓口で対応した職員に対し、母は、東京に請求人の荷物の大部分を置いたままであること等を説明し、今後その荷物をどうすれば良いのか相談した。しかし、その職員は、それに対して回答したり、対応を検討する旨返答したりすることもなく、そのまま世間話をして相談は終了した。

同年11月29日、入院中の請求人のもとに、担当ケースワーカーが訪れ、母も交えた面談が行われた。その際、請求人は、改めて、生活必需品の大部分が東京に置いたままである

ことを相談したところ、担当ケースワーカーは「それらを大阪に持って帰っても構わない」旨発言した。さらに、同年12月初旬には、担当ケースワーカーから母に、「東京の荷物をすべて大阪に運ぶのか」と電話があった。母は、「本来なら直接荷物を確認し、要否を請求人本人が判断すべきだが、入院中でそれが出来ない。他人には不要に思えても、本人にとっては大切な品もあり、それを確認できないまま処分すると、トラウマ等の心の傷を与えることになる。そのようなことは避けたいので、東京の自宅においてある品はすべて大阪に運びたい」旨返答したところ、担当ケースワーカーは何も異議を唱えなかった。

そして、請求人の退院に伴い、請求人は単身で生活することとなった。母は、上述のとおり、東京に残してある荷物の処理について、以前から何度も担当ケースワーカーに相談していたが、明確な回答がなく、対応に窮していたところ、12月21日頃、担当ケースワーカーから、初めて移送費について言及があった。具体的には、「移送費を支給することになると3社の見積もりがある」とのこと、見積もりを取るよう指示されたため、母は、指示どおり、3社の見積もりを取得し（見積額は約13万円であった）、処分庁に提出した。

しかし、処分庁は、移送費を支給する場合にあたらなとして、本件決定に及んだのである。

ウ 本件決定が不当であること

(ア) 本件決定は移送費に関するものであるが、局長通知第7-2-(7)-アでは「移送は、次のいずれかに該当する場合において他に経費を支出する方法がないときに乗車船券を交付する等なるべく現物給付の方法によって行うこととし、移送費の範囲は、(ケ)又は(サ)において別に定めるもののほか、必要最小限度の交通費、宿泊料及び飲食物費の額とすること。」と規定されている。さらに、家財道具の移送費については、局長通知第7-2-(7)-ア-(サ)（以下「本件通知」という）が、「被保護者が転居する場合又は住居を失った被保護者が家財道具を他に保管する場合及びその家財道具を引き取る場合で、真にやむを得ないとき。この場合、荷造費及び運搬費を要するときは、実施機関が事前に承認した必要最小限度の額を認定して差し支えない。」と規定している。本件通知の趣旨については、当時の厚生省社会援護局社会課が「被保護者が転居する場合、または住居を失った場合には、それまで保管していた家財道具の荷造費及び運搬費を支給するのみで、家財道具の引き取りに要する費用は支給対象から外されていた。しかし、新たな住居が確保されれば、それまで保管を依頼していた家財道具を引き取ることが通常という実態に鑑み、転居及び住居を失ったことにより、保管を依頼した家財道具を引き取り行く場合に要する費用を移送費の支給対象とした」旨説明している（「生活と福祉1981年号」、社会福祉法人全国社会福祉協議会発行）。すなわち、被保護者が転居又は住居を失った場合に、それまで保管を依頼していた家財道具を引き取りに行く際に要する費用は、当然に移送費の対象となるのである。

(イ) 本件において、処分庁は、本件通知の「真にやむを得ないとき」という要件を満たしていない旨主張し、その理由として、請求人が一定期間、妹宅で生活し、請求人自身が当該荷物を必要としていなかったこと、を上げる。

しかし、請求人が、東京から大阪に転居したのは、2017年（平成29年）10月24日のことである。請求人は同日、妹との同居を開始したものの、11月7日の時点

では転居先を探しており、遅くとも同月17日には入院している。このことは受付面接票に記載されており、処分庁も認識していた事実である。なお、同居開始日の記載がないが、母は、それが10月24日であることを告知している。したがって、処分庁の主張する妹と同居していた「一定期間」というのは、僅か2週間（同居解消日を入院日と認定しても、最大でも約3週間）に過ぎない。

さらに、請求人が、東京から大阪に転居したのは、請求人の治療には親族の援助が不可欠であるところ、医師から親族の近くに居住し、治療（入通院）を受ける必要性を指摘されたためである。そのため、請求人には、当初から、東京の住居地に帰来する可能性はまったくなかったものの、母が運ぶことの可能な荷物をとりあえず大阪に持ち帰ったにすぎない。実際、請求人は、わずかな衣服しか持参していなかったため、妹の衣服を借用して生活していた。母は、このような経緯を担当ケースワーカーに何度も相談していたことから、処分庁も請求人の状況を当然、把握していたはずである。そうであるからこそ、母が、「東京の荷物はすべて大阪に運びたい」旨申告した際、担当ケースワーカーが異議を述べなかったと解される。

したがって、「請求人が当該荷物を必要としていない」という処分庁の主張には、理由がない。

- (ウ) さらに、処分庁は、東京での荷物の保管状況を確認出来ない旨主張するが、上述のとおり、11月29日には、担当ケースワーカーが請求人と直接面談した際に、荷物の大部分が東京に置いたままである旨報告を受けている。仮に、そのような報告では足りないのであれば、請求人に直接確認していれば、荷物の保管状況は、簡単に判明していたはずである。後記2処分庁の主張(1)では、平成29年12月21日に、母から、移送費支給の相談を突然受けたかのように主張しているが、実際には、母から、東京に残置された荷物の対応に苦慮している旨、何度も相談を受けていた。しかし、処分庁は、その相談に真摯に対応することもなく、また、請求人に荷物の状況を再度聴取したり、母に対して、請求人から荷物の内訳を聴取し、それを処分庁に報告したりするよう、指示することすらしなかった。このような対応を求める際、障害となる事由は何ら存しないにも関わらず、処分庁が実際に行ったことと言えば、ケース記録票に記載されているとおり、2017年（平成29年）12月22日、母に架電し、東京においてある荷物の内訳について、母の記憶に基づきその場で報告を受けたのみである。したがって、処分庁が、荷物の保管状況を真摯に確認しようとしたとは到底評価できない。履行可能な手段が複数存するにも関わらず、「確認できない」旨主張するのは、単なる処分庁の怠慢でしかない。

- (エ) また、処分庁は本件決定の理由として、「保護開始前の住宅に置いてある荷物であること」を上げる。この主張も、荷物の内訳ないしは保管状況等を確認できないことを意味すると推測されるが、そうであれば、この主張にも理由がないことは、上述のとおりである。なお、仮に当該主張が、「荷物の内訳ないしは保管状況等を確認出来ないこと」を意味しないのであれば、「保護開始前の住宅に置いてある荷物であること」という理由が、本件決定において、どのような意味を持つのか、処分庁は、具体的に明らかにされたい。

よって、処分庁の主張にはいずれも理由がない。

エ 結語

以上より、本件通知に該当しないとの処分庁の判断は、不当である。したがって、本件決定は、取り消されるべきである。

(3) 審理員が平成31年1月16日に受理した請求人の再反論書には、次の趣旨の記載がある。

ア 請求人が当初から単身で居宅保護を利用できていれば、移送費は当然に支給されたこと。

(ア) 処分庁が請求人単身で居宅保護を利用しうるか、検討していないことの不当性について

a 処分庁は、母が平成29年11月7日に、処分庁を訪れ、母からの相談を聞いた際、「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。)第1の「同一の住居に居住し、生計を一にしている者」と判断せざるをえない状況にあったと主張する。しかし、上記次官通知は、「原則として、同一世帯として認定すること」としているにすぎない。すなわち、処分庁が「生計を一にしているか否か」という事実認定を行うに際し、比較的事実認定が容易な同一住居という目安をあわせて用いることにしたにすぎず、その他の重要な目安として、居住者相互の関係(親族関係の有無、濃密性等)、消費財及びサービスの共同購入・消費の共同、家事労働の分担、戸籍・住民基本台帳の記載事実等の事実関係の正確な把握に基づき、個々の事例に即して適正な認定を行うこととされているのである。そのため、同一世帯の認定にあたっては、これらの事項の聴取が不可欠である。

しかし、本件において、処分庁は、妹との同居期間、すなわち請求人がいつ帰阪し、いつから妹宅で居候しているのかも把握していない。また、同居期間中の請求人の生活実態(消費財及びサービスの共同購入・消費の共同の有無、家事労働の分担の有無)について、仮に処分庁が聴取していれば、記録に残すことが当然であるのに、請求人と妹が一緒に家具什器を使用しているかどうかすら聞き取った記録はない。したがって、処分庁はこれらの事項を聴取していないと考えるのが合理的である。すなわち、処分庁は、考慮すべき事項を一切聴取しないまま、唯一妹宅に居住しているとの事実をもって、「生計を一にしている者」と判断せざるを得ない状況であった」と主張しているのである。このような処分庁の判断は、上記次官通知に照らしても、著しく不当である。

さらに、処分庁が聴取した事実関係から判断しても、請求人と妹について生計が同一と認定したことは、不当である。なぜなら、処分庁は、母から、同居している妹との折り合いが悪く、「妹のほうで請求人と住むことで精神的に限界が来ているとのことであるので実家の近くに家を探し」ているような状況にあることや、「間借りで一時的に」居住しているにすぎない旨を聴取し、請求人の生活実態を「妹宅に居候」と評価しているからである。このように処分庁が聴取した事実を踏まえて、あえて「同居」ではなく「居候」と評価したにもかかわらず、「生計が同一」と認定したことは、合理的に説明がつかないはずである。現に、口頭意見陳述において、処分庁はこの点に関する説明を何も行っていない。したがって、この点からしても、処分庁は、平成29年11月7日の時点で、請求人単身で居宅保護を利用させる必要があったのである。

b また、仮に同一の世帯として認定される場合であっても、局長通知第1の2.(2)においては、「要保護者が自己に対し生活保持義務関係がある者がいない世帯に転入した場合で

あって、同一世帯として認定することが適当でないとき（直系血族の世帯に転入した場合にあっては、世帯分離を行わないとすれば、その世帯が要保護世帯となるときに限る）」には、世帯分離をしても差し支えない旨が定められている。そのため、本件においても、請求人について世帯分離を行わず、妹との2人世帯として扱った場合に、当該世帯が要保護世帯となるか否かを判断する必要がある、その前提として妹の就労収入の額や資産の有無等を聴取しなければならないはずである。しかし、処分庁は、上述のとおり、請求人が妹宅に居住しているとの一時をもって、同一世帯と判断したのであるから、本件ではそのような検討がなされていない。

c したがって、処分庁が、平成29年11月7日の時点で本来、請求人から聴取すべき事項を聴取せず、また、請求人単身での居宅保護が利用可能か否かについて、真摯な検討を行わないまま、「2人世帯としてでなければ、生活保護を利用できない」と判断したことは、著しく合理性を欠く。そして、このことが、本件決定の不当性と関連することは後述のとおりである。

d なお、処分庁は、前記同日、母より入院を含めた相談を請求人の主治医にしてみる旨の申し出があったため、同日は相談扱いとしたと主張するが、母がそのような発言をした事実はない。また、処分庁は、請求人の保護について母が申請意思を示した事実はないとも主張しながら、母から、「実家の近くに家を探したが住居設定するお金がないので何とかしてほしい」、「母宅の近隣で居宅設定をさせたいが費用がないので何とかしてほしい」等の訴えを聴取した上で、「現状では同一世帯としての保護申請となることを説明」したという。仮に、母から申請意思が示されておらず、単なる相談であったとすれば、処分庁において上述のような説明をするはずがない。したがって、「現状では同一世帯としての保護申請となることを説明した」という処分庁の主張は、母が申請意思を示していたことを自認するものであるし、上述のとおり、母が「住居設定するお金がないので何とかしてほしい」と明確に述べている以上、申請意思が示されていたと解するのが自然である。なお、「申請する」と直接的な表現がなくても、申請意思が表示され、申請行為があったと認められる場合があることは、裁判例も指摘するとおりである（福岡地裁小倉支部平成23年3月29日判決）。

したがって、処分庁が平成29年11月7日の時点で、請求人が単身で居宅保護を受けうるか否かについて判断していないことについて、弁解の余地はない。

(イ) 請求人について、当初から単身の居宅保護を受給することは可能だったこと

a 請求人は、妹宅に身を寄せていたものの、妹も就労しており、各々の生活は別個独立した者であった。請求人は、母が必要最低限の荷物を持って帰阪させたのであり、生活必需品の大半を東京に残していたが、大阪で単身生活可能な住居を設定できれば、すぐにそれらの物品を引き揚げる予定であった。そして、請求人は当初から独居を望んでおり、また、アルコール依存症の影響で、同居人からあたかも監視されているかのように感じていたため、単身以外での生活は不可能な状況にあった。そのため、妹宅での生活は、あくまで新居を確保するまでの一時的な「居候」にすぎなかった。そして、請求人は10月24日から妹宅に身を寄せていたのであるから、請求人が妹と同居していた期間は、わずか2週間にすぎない。

妹もまた、請求人との折り合いが悪く、請求人との同居には、精神的苦痛を感じていた

ことから、早急な同居の解消を望んでおり、今後両人が同居を継続することはおよそ期待し得なかった。

そのため、請求人と妹の生活は、それぞれ別々に営まれている状態であり、自身の生活に必要な物品は自身で各々が購入し、日常の家事も各々別々に行っていた。

b 以上の事情からすれば、請求人と妹とは、同居しているものの、生計の同一性はないと判断すべきである。したがって、処分庁は平成29年11月7日の時点で、請求人において単身での居宅保護を開始すべきであった。

(ウ) 当初から単身で居宅保護を利用していれば、移送費は当然に支給されるべきであったこと

a 「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」(昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。)において、「転居に際し敷金等を必要とする場合」として、「住宅を確保できないため、親戚、知人宅等に一時的に寄宿していた者が転居する場合」があげられている。この場合、敷金等が支給されるにもかかわらず、転居のための移送費が支給されないのであれば、自立助長が阻害され、生活保護制度の目的(法1条)が没却されることになるから、前住居からの転居のための移送費は、支給の対象となることは当然である。

b そして、本件でも、平成29年11月7日の時点で、請求人が単身で居宅保護を利用している状況にあったのであるから、処分庁は、請求人が移転先の住居を設定した時点で、転居に要する費用を支給すべきであった。そのため、本来であれば、請求人に対して、東京に残してきた荷物の移送費は支給対象とされていたはずである。にもかかわらず、処分庁が単身での生活保護利用を不可として移送費を支給しないと判断したことは、著しく不当な判断である。

イ 局長通知第7-2-(7)-ア-(サ)(以下「本件通知」という。)の「真にやむを得ないとき」に該当しないと判断した処分庁の判断は不当であること

(ア) 上述のとおり、本件は、本来であれば処分庁が、平成29年11月7日の時点で、請求人単身での居宅保護を決定するとともに、それに伴う移送費を支給すべきであった。しかし、仮に処分庁が主張するとおり、本件通知の適否が問題になるとしても、処分庁には以下述べるのとおり、事実の誤認があり、また、評価すべき事項を正当に評価していないことから、本件決定は不当である。

(イ) 処分庁は、本件通知の適用を否定する理由として、「①処分庁で保護受給開始する前の居宅に置いている荷物であること、②請求人が一定期間、妹宅で生活しており当該荷物を必要としていなかったこと、③東京での家財保管状況を確認出来ないこと」をあげる。しかし、そのいずれの主張にも理由がないことは、前記1請求人の主張(2)において主張したとおりであるが、口頭意見陳述の結果を踏まえ、されに以下の点を付言する。

(ウ) まず、①について、処分庁は、入院前の妹の家で生活していたので、請求人が東京の荷物を必要としていないと判断したとする。しかし、実際には、処分庁は、妹宅での生活実態を一切確認していない。処分庁が「一般的なこともかもしれないが(中略)、その荷物(東京に残置した荷物のこと)はそれなりに片付けてこっちへ来ていると思ひ込んでしまっ

いた」、「東京は払って、整理して大阪へ来られたと受付の段階で、もうそう思い込んでいた」と自認したとおり、請求人が当該荷物を必要としていないとの評価は、処分庁の単なる思い込みに基づいている。このような処分庁の判断が、著しく不当であることは言うまでも無い。

次に、②についても、処分庁は請求人が帰阪したのは、10月としか認識しておらず、正確な日にちも把握しないまま、請求人が当該荷物を必要としていなかったと判断したのである。一定期間というのは単なる評価に過ぎないにもかかわらず、実際には事実認定（その前提となる事実関係の確認）すらも行っていないのであるから、処分庁の主張は本末転倒である。そして、処分庁は、請求人が妹と同居している期間も把握せず、その間の生活実態も聴取しないまま、東京に残置している荷物は請求人にとって不要なものであると思い込んでいたというのであるから、処分庁の対応は極めて杜撰である。

さらに、③については、賃貸借契約が解約されていることに加えて、請求人の前の前の住居であるということも含めた判断であったと主張するが、仮に賃貸借契約が解約されていたとしても、本件のように荷物が当該居室に保管されている状態にあれば、荷物の状況を確認するすべはいくらでも存するはずであり、処分庁の上記弁明は、まったく意味不明である。そもそも、東京の居室の賃貸借契約は、賃貸借契約期間満了の2ヶ月前までに賃貸人指定の書面による予告を行うか、予告期間満了前に貸室の明け渡しを行った時点で終了すると定められているところ、請求人は母を通じて平成29年1月18日に、平成30年1月15日に退去する旨の解約申し入れを行っている。そして、母は同年1月12日に明け渡しを終えている。したがって、上記条項に基づく限り、賃貸借契約が終了したのは、平成30年1月12日もしくは15日である。平成29年12月22日付ケース記録表において、母から解約が完了していると聴取した旨記載があるが、これは母が口頭意見陳述で「12月22日の時点ですでに解約してます」と返答したことから明らかなおろ、母が解約予告と解約の効力の発生日を混同しており、処分庁に対して「解約予告（申込）をした」旨申告する趣旨で、「解約した」と伝えたと考えるのが合理的である。しかし、このような事実も、母に「それなら退去したのはいつか」と聞いていれば事実関係は明らかになっていたし、どのような趣旨で家賃の支払いを継続しているのかも確認すれば、契約関係は自ずと明らかになっていたはずである。にもかかわらず、処分庁はそのような事実確認も行わないまま、漫然と「すでに賃貸借契約が解約されている」とか「契約している状況も確認出来ない」などと判断したのである。処分庁は、賃貸借契約終了後の家賃の支払いが「保管の意味で『お金を支払っているのです』というふうにはケースワーカーから聞いている」と主張するが、仮にこの主張が事実ならば、ケースワーカーは、事実関係をまったく確認しないまま勝手に保管の意味であるなどと評価したというのであるから、職務怠慢と言わざるを得ない。

(エ) 以上の経過からすると、処分庁が、「真にやむを得ないとき」に該当しないと判断したのは、正確な事実認定に依拠しておらず、その判断過程に正当性が見いだせないことは言うまでもない。したがって、処分庁の主張には理由がない。

ウ 結語

以上のとおり、処分庁が、当初から局長通知に則って請求人単身で居宅保護を開始すべき

か否か検討していれば、移送費は支給されたはずであり、またその後の判断においても、本来聴取すべき事項が一切聴取、検討されないまま、「真にやむを得ないとき」には該当しないという判断が漫然と下され、本件決定が行われたのである。

しかし、このような処分に合理性が存しないことは当然である。よって、本件決定は不当であるから、取り消されるべきである。

(4) 請求人から提出のあった証拠書類には、次の記載がある。

ア 平成30年1月15日付けの本件決定通知書には、却下の理由として、「転居の際の荷物運搬における移送費については、局長通知第7-2-(7)-ア-(サ)の「被保護者が転居する場合又は住居を失った被保護者が家財道具を他に保管する場合及びその家財道具を引き取る場合で、真にやむを得ないとき。この場合、荷造費及び運搬費を要するときは、実施機関が事前に承認した必要最小限度の額を認定して差しつかえない。」という条文に基づき、支給しています。しかし、今回の申請については、保護開始前に契約していた物件である東京からの荷物の運搬であり、一定期間妹宅で生活していること、また東京での家財の保管状況を確認できないことから真にやむを得ないと判断できない為、却下します。」との記載がある。

2 処分庁の主張

(1) 審理員が平成30年4月3日に受理した処分庁の弁明書には、次の趣旨の記載がある。

ア 本件決定に至る経過

平成29年11月7日

母及び知人来所。

請求人は平成29年10月15日まで東京に住んでおり、体調不良のため大阪に戻ることになったが、請求人は母との折り合いが悪かったため、処分庁管内にある妹宅に居候することになった。しかし、請求人との同居が妹に精神的負担を与えているため、母宅の近隣で居宅設定をさせたいが費用がないので何とかして欲しいとの訴えがあった。

また、母より、請求人はアルコール依存症のため東京在住時に入院歴があり、現在も入院の必要があると考えていること、また請求人も入院もしくは転居を希望しているとの訴えがあった。

処分庁より、現状では請求人と妹は同居状態であるため、同一世帯としての保護申請となることを説明。母より、今週末に請求人が通院している病院に行くため、請求人の主治医に相談してみるとの話があった。

平成29年11月17日

母来所。

平成29年11月10日に請求人が病院を受診した際には、請求人が入院を拒否したが、主治医や周りの人からの勧めもあり、本日入院したとの報告を受けた。

母より、請求人には現在収入や預貯金が無く、医療費も支払えない状況にあるため生活保

護を申請したいとの訴えがあり、処分庁に対し、母を申請者として保護開始（変更）申請書の提出があった。

同日

世帯の設定について、処分庁内で協議。

母より、請求人が本日入院し、退院後も妹宅に戻ることはないとの申し立てを受けていることから、妹宅を居住地と認定したうえで、入院と同時に居住地を失った者と認定し、単身世帯として取り扱うこととした。

同日

母より保護開始（変更）申請書の提出を受けた後、東京にある請求人の前居宅の賃貸借契約が残っているとの申し立てがあった。

処分庁より、請求人が本日入院し、退院後も妹宅に戻ることはないとの申し立てを受けていることから入院と同時に居住地を失った者と認定しているため、処分庁では住宅扶助費の支給ができないことを説明し、東京の前居宅について早急に賃貸借契約を解除するよう助言を行った。

平成29年12月21日

母来所。

母から処分庁に対し、請求人が退院した後に入居する物件の重要事項説明書及び敷金等の扶助申請を内容とする保護開始（変更）申請書の提出があった。

また、母より、東京にある請求人の前居宅に大部分の荷物を置いており、移送費を支給してもらえないかとの相談があったため、処分庁より、検討して回答する旨説明した。

平成29年12月22日

母に電話連絡。

処分庁より、東京にある請求人の前居宅の契約状況について確認したところ、母より、解約手続きは完了しているが、荷物の保管のため、保管料としての家賃を母が知人からお金を借りて支払っているとの申し立てがあった。

同日

移送費の支給の可否について、処分庁においてケース診断会議を実施し、後述する理由により移送費の支給要件に該当しないと判断した。

平成29年12月26日

母来所。

母から処分庁に対し、移送費支給申請書の提出があった。

平成30年1月15日

「本件決定通知書」を請求人宛てに送付（本件決定）。

イ 本件決定の正当性について

まず、世帯の認定については次官通知第1において、「同一の住居に居住し、生計を一にしている者は、原則として、同一世帯員として認定すること。」とされている。

次に、保護の実施機関については、法第19条第1項において「都道府県知事、市長及び社会福祉法（昭和26年法律第45号）に規定する福祉に関する事務所（以下「福祉事務所」という。）を管理する町村長は、次に掲げる者に対して、この法律の定めるところにより、保護を決定し、かつ、実施しなければならない。」とされており、「次に掲げる者」とは「二 居住地がないか、又は明らかでない要保護者であつて、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に現在地を有するもの」とある。

また、局長通知第2-1-（3）においては「入院若しくは入所と同時に居住地を失い、又は入院若しくは入所後3箇月以内に入院又は入所を原因として居住地を失った者については、入院又は入所前の居住地を所管する保護の実施機関が保護の実施責任（現在地保護の例による。）を負うこと。」とされている。

平成29年11月7日に母より、請求人に対する保護の相談を受けた時点では、請求人は妹宅に居住しており、次官通知の第1「同一の住居に居住し、生計を一にしている者」と判断し、同一世帯としての保護申請となることを説明している。

また、同月17日には母より、請求人が同日入院し、退院後も妹宅に戻ることはないため、請求人を世帯主とする単身世帯としての生活保護の受給申請を内容とする保護開始（変更）申請書の提出があり、局長通知第2-1-（3）に基づき、妹宅を入院前の居住地と認定したうえで、入院と同時に居住地を失った者として認定し、保護を開始している。

転居の際の荷物運搬における移送費については、局長通知の第7-2-（7）-アにおいて、「移送は、次のいずれかに該当する場合において他に経費を支出する方法がないときに乗車船券を交付する等なるべく現物給付の方法によって行うこととし、移送費の範囲は、（ケ）又は（サ）において別に定めるもののほか、必要最小限度の交通費、宿泊料及び飲食物費の額とすること。」とあり、同（サ）において「被保護者が転居する場合又は住居を失った被保護者が家財道具を他に保管する場合及びその家財道具を引き取る場合で、真にやむを得ないとき。この場合、荷造費及び運搬費を要するときは、実施機関が事前に承認した必要最小限度の額を認定して差しつかえない。」とされている。

この点、処分庁は、母から事前に相談があった時点で平成29年12月22日にケース診断会議を実施し、処分庁で保護受給開始する前の居宅に置いている荷物であること、請求人が一定期間、妹宅で生活しており当該荷物を必要としていなかったこと、及び東京での家財保管状況を確認できないことから、真にやむを得ないと判断できないため、申請理由が局長通知第7-2-（7）-ア-（サ）に該当しないと判断し、本件決定を行ったものである。

よって、本件決定は違法または不当な点はないため、本件審査請求は速やかに棄却されるべきである。

（2）処分庁から提出のあった証拠書類には、以下の記載がある。

ア 平成29年11月17日付けのケース記録票には、本世帯の取扱いについてとして、「本来なら妹との複数世帯となるが、今後同居する予定はなく本日入院し母から申請があったこと

から、帰来先なしとみなし、居住地なしで入院からの単身保護とすることとした。」との記載がある。

イ 平成29年12月21日付けのケース記録票には、「母が請求人の転居の際の敷金等の申請に来所。その際に、荷物の大部分を東京の住宅に残してきており、移送費を出してもらえないかとの相談があった。移送費を支給できるかどうかについては、処分庁で検討した上での回答となると説明し、支給することになると、3社見積がいるため、転居を急ぐのであれば、念のため3社見積を取り始めるよう伝えた。」との記載がある。

ウ 平成29年12月22日付けのケース記録票には、「母に電話し、昨日話していた東京に置いてある荷物について、以下の2点について確認を行った。①荷物の内訳。②東京の家に荷物を置いているということは解約をしていないのか。①については、覚えている範囲では、洗濯機・ソファ・筆筒二つ、椅子一つ、テーブル、テレビ、電子レンジ、掃除機やワゴンなどの家庭用品があるとのこと。妹宅には最低限の衣服のみ持ってきているとのことだった。②については、解約は完了しているが、荷物を破棄されないために家賃を毎月母が知人からお金を借り、支払っているとのこと。(家賃は91,000円程とのことだった。)上記について踏まえた上で、処分庁で検討し、回答する旨を伝えた。」との記載がある。

エ 平成29年12月22日に開催されたケース診断会議の記録票には、診断結果(決定内容および結論)として、「転居の際の荷物運搬における移送費については、局長通知第7-2-(7)-ア-(サ)に基づき支給を行っているが、今回の申請については、保護開始前に契約していた物件である東京からの荷物の運搬であり、一定期間妹宅で生活していること、また東京での家財の保管状況を確認できないことから真にやむを得ないと判断できないため、支給は認めないこととする。なお、転居後の新住居で家具等が無ければ、家具什器費の申請も出来ることを説明する。」との記載がある。

3 口頭意見陳述の実施

(1) 平成30年11月16日に実施した口頭意見陳述の概要は、以下のとおりである。

ア 妹宅での生活について

- 代理人 請求人はいつから妹宅で居候していたかについて問う。
- 処分庁 10月からとは聞いているが、何日からかは聞いていない。
- 代理人 請求人と妹の「同一世帯」と判断した根拠について問う。
- 処分庁 一緒に住んでいる、家具什器を共用しているという事情から判断した。
- 代理人 具体的に聞き取ったのか。
- 処分庁 記録はない。
- 代理人 「妹宅に居候」と記載したのは、「一時的な間借り」と判断したからではないか。
- 処分庁 同居である。

イ 申請却下理由1について

- 代理人 「処分庁で保護を受給する前の居宅に置いてある荷物」の意味を問う。
- 処分庁 入院前に生活していた妹宅に置いてある荷物という趣旨であり、全部賄われていたので必要ないということである。

ウ 申請却下理由2について

- 代理人 病院での面談の目的について問う。
- 処分庁 保護申請があれば、生い立ちから現状に至るまでの事情の聞き取りを行うこととしている。
- 代理人 であれば、東京から大阪に帰ってきた経緯についても当然聞いているはずである。東京の家はどうなっているのは気にならなかったのか。
- 処分庁 引き払って帰ってきたと考えてしまったのかと思う。
- 代理人 「当該荷物を必要としていなかった、一定期間妹宅で生活しているので当該荷物を必要としなかった」と評価した理由を問う。
- 処分庁 母が家賃を払って保管しているところから、実際に東京に行って、その物品が要するという判断が難しいと、ケース診断会議で判断をした。
- 代理人 請求人から報告させるなど判断に必要なものを揃えさせるという方法もあったのではないか。
- 処分庁 契約状況も確認できない中で、その荷物が「請求人のものだ」という判断がつかず、前の前の住居であるということも含めた判断だと言わざるを得ない。

理 由

1 本件に係る法令の規定について

- (1) 局長通知の第7の2の(7)のアの(サ)は、「被保護者が転居する場合又は住居を失った被保護者が家財道具を他に保管する場合及びその家財道具を引き取る場合で、真にやむを得ないとき。この場合、荷造費及び運搬費を要するときは、実施機関が事前に承認した必要最小限度の額を認定して差しつかえない。」と定めている。

2 本件決定について

- (1) 本件についてみると、処分庁は、管内にある妹宅を請求人の入院前の居住地とした上で、退院後は妹宅に戻ることを期待できないことから、入院と同時に居住地を失った者と認定し、請求人の保護を開始したものと認められる。

また、東京の住居は妹宅の前の居住地であり、保管状況が確認できないことや、妹宅では本件荷物がなくても生活できていることなどから、本件荷物が請求人の所有物であるか否かや移送する必要性の判断がつかず、「真にやむを得ないとき」に該当し支給要件を満たすとは判断できないため、本件決定を行った旨主張する。

一方で、処分庁はケース診断会議において、退院後の住居に家具等がない場合は、家具什器費の申請ができることを説明する旨決定していることから、請求人が、退院後に単身生活

を始めるにあたって最低生活に必要な不可欠な物資を欠く可能性を予見していたものと認められる。

- (2) 前記1の(1)のとおり、やむを得ない事情により自家以外の場所に保管する家財道具を引き取る場合に移送費の支給が認められているのは、居宅設定後に生活用品を最初からそろえることにより自立を阻害するおそれがあるためであると推認される。

請求人が、退院後の生活に必要としてなされた本件申請の可否の検討にあたって、処分庁は、母から本件荷物のおよその内訳や、荷物を破棄されないよう母が家賃を負担していることを聴取したことは認められるものの、東京の住居の契約状況や荷物の保管状況などについて必要な調査を尽くすことなく、本件決定の判断を行ったものと認めざるを得ない。

- (3) 以上のとおり、処分庁が、本件荷物の移送が「真にやむを得ない」と判断できないことのみをもって本件申請を却下した判断は適正を欠き、本件決定は取消しを免れない。

3 上記以外の違法性又は不当性についての検討

他に本件決定に違法又は不当な点は認められない。

4 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があることから、行政不服審査法第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和2年3月16日

審査庁 大阪府知事 吉村 洋文



教 示

- 1 この裁決に不服がある場合には、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して1箇月以内に、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができます。
- 2 この裁決については、上記1の再審査請求のほか、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります)、処分の取消しの訴えを提起することができます。

また、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大阪府を被告と

して（訴訟において大阪府を代表する者は大阪府知事となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

- 3 ただし、上記1又は2の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、再審査請求をすること又は処分の取消しの訴え若しくは裁決の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記1又は2の期間やこの決定があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても再審査請求をすること又は処分の取消しの訴え若しくは裁決の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

